

平成31年度

事業計画

1. 基本方針

一般社団法人遠軽町シルバー人材センターは、平成28年3月1日、「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立、平成28年4月1日から事業を開始しました。

我が国においては、少子高齢化による人口減少が続く中、国では成長力を確保していくために、労働力不足の解消に向け、働く意欲のある高年齢者が活躍できる「生涯現役社会」の実現に向け、各種施策を通して高齢者が多様な就業機会を確保し、社会参加を促進する抜本的な雇用対策を進めており、益々シルバー人材センターの果たす役割や使命が重要であり、大きな期待が寄せられています。

こうした中、当シルバー人材センターでは、高年齢者がこれまで培ってきた知識・経験・技術を生かした就業の場を確保し、地域の様々なニーズに応えるなど、地域の日常生活に密着した就業機会を提供し、高年齢者の「居場所」と「出番」をつくり「生涯現役社会」の実現に向け大きな役割を果たしてまいりました。

平成31年度におきましても当シルバー人材センターの事業運営の健全化に向けた最重要課題として会員と役職員が一体となり、「就業の拡大」及び「会員の拡大」に向けて取り組む一方、シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立・共働・共助」の指針を基に就業先に信頼されるシルバー人材センターとして事業の発展に取り組みながら会員相互の連帯を深め、地域社会に愛され信頼されるシルバー人材センターを目指して活動してまいります。

2. 事業

(1) 就業体制の強化

シルバー人材センターの理念の浸透を図りながら発注者と会員の協力をいただき、公正で適正な就業体制の強化に努めてまいります。

また、職種の多様化に対応できる体制づくりを目標に、会員の技能等の把握に努めるとともに、会員相互の助け合い精神と働きやすい環境づくりを推進してまいります。

(2) 受注体制の強化

町民、企業、団体、行政にシルバー人材センターの事業にかかる情報を的確に提供するとともに、会員の適正に即した就業先の確保に会員と役職員が一体となって開発の活動等を行い、受注の拡大に努めます。

(3) 安全就業対策の確保

安全就業対策は、シルバー人材センターはもとより会員にとってもその知識と経験を活かし、年齢に関わりなく就業継続できるための前提条件となり、シルバー人

材センター事業運営の優先課題の一つです。

就業途上・就業中を問わず事故の絶滅を図るため、常に注意力と緊張感を保ち安全就業の徹底と日常における会員の健康管理の推進を基本として、安全就業対策を推進します。

- ① 安全就業の周知徹底と会員の健康管理の推進
- ② 安全講習会の開催と「安全の日」の設定
- ③ 就業途上における交通事故防止の徹底
- ④ 受注時の現場確認と就業先における事故防止の徹底

(4) 会員の入会促進

社会保障制度の見直しにより、定年延長や再雇用制度、年金の支給開始時期の引き上げ等により会員の入会年齢が高くなってきていることから健康で働く意欲のある人の入会促進を図るとともに、会員の口コミによる勧誘や役職員が一体となり啓蒙活動を進めてまいります。

年度末の会員登録目標人数「116名」の入会に努めます。

(5) 賛助会員の募集について

賛助会員の募集については、関係企業等を対象に引き続き進めてまいります。

(6) 関係機関等との連携

シルバー人材センター事業の目的達成のため、シルバー人材センター連合会・各シルバー人材センターの関係団体や、遠軽町などの関係機関との連携を緊密にし、シルバー人材センターに対する理解と協力・支援を得ながら事業の円滑な運営に努めます。

(7) 事務局体制の強化

事務局としての役割を果たすため、理事会を中心とした組織運営や事業に連動した事務処理が必要であることから、講習会、研修会に参加し求められる知識、技能の研鑽習得に努め、さらに資質向上に務め、事務の効率化、迅速化を進めてまいります。